

あんなかスマイルパーク条例施行規則

令和2年9月18日

安中市規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、あんなかスマイルパーク条例（令和2年安中市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の例は、条例において使用する用語の例による。

(利用許可の申請)

第3条 条例第8条第1項の規定による申請は、利用を予定する日の7日前までにあんなかスマイルパーク利用申請書兼許可書（様式第1号。以下この条及び次条において「利用申請書」という。）を市長に提出することにより行うものとする。

2 利用申請書は、利用日が属する月の6月前から受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 前2項の規定は、附属設備等（別表に掲げる備品をいう。以下同じ。）を利用しようとする者の申請について準用する。

(利用の許可等)

第4条 市長は、前条に規定する申請により提出された利用申請書を審査し、適当と認めるときは、利用の許可を決定し、当該利用申請書の写しにその旨を明記したもの（以下この条において「利用許可書」という。）を当該申請をした者に交付するものとする。

2 条例第10条に規定する使用料又は別表に定める附属設備等の利用に係る料金は、利用許可書の交付を受ける際に納付するものとする。

3 有料施設利用者は、利用許可書を携帯し、職員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

4 有料施設利用者が許可を受けた内容の変更又は取消を申請しようとするときは、利用を予定する日の3日前までにあんなかスマイルパーク利用許可（変更・取消）申請書兼決定通知書（様式第2号。以下この号において「変更等申請書」という。）に利用許可書を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該申請を審査し、適当と認めるときは、その旨を当該変更等申請書の写しに明記し、これを当該有料施設利用者に交付しなければならない。

(利用期間等)

第5条 有料施設の利用期間は、同一の者が引き続き3日を超えること又は定期的に曜日若しくは日時を指定することができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第6条 条例第11条の規定による使用料の減額又は免除（以下この条において「減免」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、入場料（条例別表備考第4項の規定による対価をいう。）を徴収する場合は、この限りではない。

(1) 市が行政目的で使用する場合

(2) 市内に所在する保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等が、園児、児童、生徒等を対象とした行事等で使用する場合

(3) 市内に所在する社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体が社会教育活動で使用する場合

2 前項の減免を受けようとする者は、第3条に規定する申請をする際に、あんなかスマイルパーク使用料等減免・還付申請書兼決定通知書（様式第3号。以下この項において「減免等申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該減免等申請書を審査し、適当と認めるときは、その旨を当該減免等申請書の写しに明記し、これを当該者に交付しなければならない。

3 前2項の規定により減免をされる使用料の額は、当該使用料の全額とする。

4 前3項に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるときは使用料の減免をすることができる。

5 前各項及び次条の規定は、第4条第2項の附属設備等の利用に係る料金について準用する。この場合において、「使用料」とあるのは「附属設備等の利用に係る料金」と読み替えるものとする。

(使用料の還付)

第7条 前条第2項の規定は、条例第12条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者について準用する。

(施設等の破損等の届出)

第8条 条例第15条に規定する破損又は滅失を行った者は、直ちにその旨を市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(管理者の立入り等)

第9条 市長又は指定管理者は、スマイルパークの管理上必要があると認めるときは、現に

利用者が利用している公園施設に関係職員を立ち入らせることができる。この場合において、公園施設を利用する者はこれを拒むことができない。

2 前項の規定により当該公園施設に立ち入ろうとする関係職員は、その身分を示す標章等を着用しなければならない。

(利用後の点検)

第10条 条例第14条の規定により利用した公園施設を原状に回復した有料施設利用者は、市長にその旨を告げ、その点検を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第11条 条例第7条第1項の規定により指定管理者にスマイルパークの管理を行わせる場合にあつては、第3条から第6条まで、第8条及び第10条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第2項、第6条及び第7条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、スマイルパークの運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

備品名	数量	金額
		円
CD/DVD/BDプレーヤー	1式	500
アンプ、スピーカー	1式	1,500
マイク（有線）	1台	200
マイク（ワイヤレス）	1台	400
プロジェクター、スクリーン	1式	1,500
レーザーポインター	1台	300
パネル（フック）	1枚	50
テーブル	1台	50
折り畳みイス	1脚	10

様式第1号（第3条、第4条関係）

あんなかスマイルパーク利用申請書兼許可書			
		年	月 日
安中市長	様	申請者 フリガナ 利用者名 (団体名) 住所 電話番号	
次のとおり利用の許可を申請します。			
利用目的			
利用日	年 月 日		
利用施設名 (附属設備名) 利用時間	1. エントランスホール	時 ~ 時	減免予定 (有・無) 入場料 (有・無)
	2. 研修室	時 ~ 時	
	3. 多目的室	時 ~ 時	使用料等 円
	4. みんなのキッチン	時 ~ 時	
	5. 屋外活動スペース	時 ~ 時	
	6. 土の広場	時 ~ 時	
	7. イベント広場 (利用面積	m ²)	
	8. 附属設備 ()	
利用人員	大人 名、子ども 名 (乳幼児 名、児童 名、生徒 名) ※「乳幼児」は0才～未就学児、「児童」は小学生、 「生徒」は中学生・高校生とする。		
当日の流れ			
確認・連絡事項			
※本件を許可します。			
許可番号		第	号
許可年月日		年 月 日	
			安中市長 印
※その他 利用条件等	・利用当日この許可書を職員に提示して、必要な連絡確認を受けてください。なお、利用時間には、準備や後片付けに要する時間も含まれます。		

※欄は記入しないでください。

様式第2号（第4条関係）

あんなかスマイルパーク利用許可（変更・取消）申請書兼決定通知書			
安中市長		様	年 月 日
		申請者	
		フリガナ	
		利用者名	
		(団体名)	
		住所	
		電話番号	
次のとおり利用許可の変更・取消しを申請します。			
許可番号	第 号		
変更理由			
利用責任者		電話番号	
利用許可済事項		変更事項	
行事名 (内容)			
利用日			
利用施設名			
利用時間			
入場料	有・無	有・無	
使用料等	円	円	
	※差額 円 ※使用料等の過不足については、還付し、又は徴収します。		
※その他 利用条件等			
※本件について、申請のとおり決定します。			
決定番号		第	号
決定年月日		年	月 日
安中市長			印

※欄は記入しないでください。

※本書を提出の際、許可を受けた様式第1号の写しを添えること。

